

第 2 幕張海浜保育園 園則（兼運営規程）

社会福祉法人愛の園福社会
（2015 年 5 月 23 日）

第2 幕張海浜保育園園則（兼運営規定）

（施設の目的及び運営の方針）

第1条 第2 幕張海浜保育園（以下、「当園」という。）は、次に掲げる保育指標及び保育目標に基づき保育を提供する。

この法人が経営する保育園は、児童福祉法第39条に基づき児童福祉施設最低基準を満たし、地域社会において本園を選択し入園を希望した保護者に対して、市・保健福祉センター子ども家庭課が入園を承認した乳・幼児の生存・発達・保育を受ける権利を尊重し、保育を計画的・合理的かつ年齢別発達段階に適応した保育内容を実施することを目的とする。

- 2 当園は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第86号。以下、「認可基準」という。)及び千葉県特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年千葉県条例48号。以下、「運営基準」という。)、その他関係法令を遵守して運営する。

（提供する保育等の内容とその目標）

第2条 当園は、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に基づき、乳幼児の発達に必要な保育を提供するとともに、次に掲げるその他の便宜の提供を行う。

- (1) 食事の提供
- (2) 延長保育事業
- (3) その他保育に係る行事等

- 2 デイリープログラムについては保育所保育指針及び幼稚園教育要領に準じ、乳・幼児の年齢と発達段階に応じたカリキュラムを立て、園長の許可を得て実施する。保育園の年間の主要行事は下記の通りとし、園長・副園長・主任保育士及び必要に応じてその他の職員と協議して実施する。

| | | | |
|--------------------------|----------------------------|-----|--------------------|
| 4月 | 入園式・身体測定・健康診断 | | |
| 5月 | こどもの日 園外保育（3歳以上児） | 10月 | 運動会 |
| 6月 | ピクニック | 11月 | 七五三の祝い |
| 7月 | 夕涼み会 | 12月 | クリスマス祝会 |
| 8月 | 夏期特別保育 | 1月 | 卒園遠足（5歳児） |
| 9月 | 健康診断・園外保育（4歳以上児） 交通安全教室 | 2月 | 節分集会 |
| * 避難訓練・身体測定 誕生日会は毎月実施 | | 3月 | 保育総合発表会・雛祭り 卒園式 |

* 毎週一回は日時を決めて合同礼拝を行う。

- 3 保育内容とその主たる目標は次の通りとし、児童の個人差・発達段階・生活のリズムと流れ・自発性・協調性・創造性を重視して実施する。

| 年齢区分 | 領域 | 主たる目標 |
|--------------|------------------------|--|
| 0歳児 | 生活・あそび | 感覚機能の刺激と発達・生活能力の向上 情緒の安定・歩行の開始と言葉の発達を促す。 |
| 1歳児 | 生活・あそび | 感覚機能の刺激と訓練・基本的な生活習慣としつけ 情緒の安定と社会的行動への芽生え。 言語の発達を促す。 |
| 2歳児 | 健康・環境 あそび（表現） | 感覚機能の分化と生活領域の拡大。 自我の芽生えと確立。 自然・環境への関わりと自己表現。 言葉と数への関心を高める。 |
| 3歳児 | 健康・環境 言語・表現 | 基本的な生活習慣の完成と感情の抑制・運動機能の刺激と 訓練・言語の修得と社会性の育成・環境への関わりと言 葉による自己表現能力を育む。 |
| 4歳児 5・6歳児 | 健康・環境 言語・表現 人間関係 | 身体機能の調和的発達。 精神の目覚めと知・情・意の発達を促す。 自立心・自律心・自主性の確立と仲間意識の高揚。 環境と関わりを通して感情及び欲望の抑制と自己表現 能力の発達を援助する。 自分の言葉や態度・行動とその結果に対して責任を持つ ことができるように我慢強さを育む。 |

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第3条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次の各号に掲げる職種ごとに、当該各号に定めるとおりとする。ただし、入所する児童数により認可基準の範囲内で変動があるものとするとともに、非常勤職員については常勤換算後の員数とする。

（1）園長 1人（常勤専従）

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園務を司る。

（2）主任保育士 1人（常勤専従）

主任保育士は、利用乳幼児を全体的に把握し、園長を補佐する。また、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、教育・保育内容について他の保育士を総括する。

(3) 保育士

保育士は認可基準第46条第2項(以下、配置基準という。)に応じた数以上の数を配置する。

(4) 嘱託医 1人

(5) 嘱託歯科医 1人

(6) 栄養士 1人

栄養士は、子どもの発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の乳児食および3歳以上の幼児食に係る献立の作成を行い、必要に応じ調理に携わる。

(7) 給食調理員 1人

調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(8) 事務員 1人

事務員は施設会計における帳簿作成および管理の他、事務全般に関わる業務を行う。

2 職員の職務は、認可基準、職員服務関連規程、その他関係法令の定めるところによる。

(保育を提供する日)

第4条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日を除く。

2 官公庁より公示された日

(保育を提供する時間と保育の多様化)

第5条 保育を提供する時間は次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

午前7時から午後6時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、土曜日を除き、午後6時から8時までの範囲内で、延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

午前9時から午後5時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午前7時から午前9時まで及び午後5時から午後8時(土曜日は午後6時)までの範囲内で、延長保育を提供する。

2 地域社会における保育ニーズの多様化や保育行政の変化が生じた場合や保護者の多様なニーズに対応し、働く母親を援助し乳幼児の発達を促すものとする。

(保育料等)

第6条 保護者は、運営基準13第1条の規定により、利用児童の保護者が居住する市町村(特別区を含む。以下、「居住市町村」という。)が定める額の基本保育料を、居住市町

村へ支払うこととする。

- 2 前項に定めるところのほか、保護者は、延長保育料を当園に支払うこととする。
- 3 前2項に定めるところのほか、保護者は、運営基準第13条第4項により、当園を利用するにあたり通常必要とされるものに係る費用で保護者に負担させることが適当と認められるものについて、園長が定める金額を徴収する。

(児童の区分ごとの利用定員)

第7条 当園の利用定員は30人とし、児童の区分ごとに次に掲げるとおりとする。

- (1) 保育時間の認定を受けた満3歳以上の児童 17人
- (2) 保育時間の認定を受けた満1歳以上満3歳未満の児童 10人
- (3) 保育時間の認定を受けた満1歳未満の児童 3人

(利用の開始に関する事項等)

第8条 当園は、居住市町村が行った利用調整により当園の利用が決定された際には、保育の提供を開始する。

- 2 当園は、前項の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面を交付し、その内容を説明し同意を得ることとする。

(利用の終了に関する事項)

第9条 当園は、次に掲げる場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 入所児童が小学校に就学したとき。
- (2) 子ども・子育て支援法における支給認定の要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第10条 当園は、運営基準第18条に従って、保護者等への連絡、その他関係機関との連携を図る。

- 2 当園は、認可基準第6条の規定により、非常災害に係る対策を講じることとする。
- 3 保育の提供により事故が発生した場合は、千葉市、子どもの保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 当園は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 5 子どもに対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 11 条 当園は、認可基準第 6 条の規定により、非常災害に係る対策を講じることとする。

- 2 園長・主任保育士はクラス担任保育士及び栄養士・調理員・その他の職員を指導助言し交通事故・園内事故・火災・その他の災害は予期しないときに突発的に発生するものであることを考え、平常時より安全指導と非常時対策計画に万全を期すると共に、これに基づいた交通訓練・避難訓練・危険箇所・園舎内外施設設備の点検等を行ない、災害時における事故発生の防止と生命の安全に努力しなければならない。
- 3 当園は、非常災害に備え、子どもの安全を確保するための具体的な計画及びマニュアルを作成することとする。
- 4 当園は、計画等に基づき、子どもの避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、子どもに避難方法等について理解させるよう努めることとする。
- 5 当園は、少なくとも毎月 1 回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。
- 6 当園は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 12 条 当園は、利用児童に対する虐待を防止するため、保育士等に対する研修を定期的に行うとともに、その他必要な措置を講ずる。

(給食)

第 13 条 この法人の営む保育園は給食を実施する。

給食における献立表は市の献立表に準拠し独自の工夫を加味して行う。

(定款遵守・就業規則・庶務規程等の遵守義務)

第 14 条 ここに定めるものの外は専らこの法人の定款・経理規定・就業規則・給与規程・庶務規程その他の内規を遵守し、児童福祉法の精神を生かして地域の児童の福祉と母親が就労を通して社会参加をしていく事ができるように、その保護者の権利と幸福に奉仕する義務を負う。

(内規の制定)

第 15 条 施設の運営に必要な内規は、定款・経理規定・就業規則・給与規程・庶務規程に反しない限りにおいて理事長の同意を得て園長がこれを定めることができる。

(園則の改定)

第 16 条 この園則は理事会の議を経て改正することができる。

(適用期日)

第 17 条 この園則は 2014 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この園則は、平成 2015 年 4 月 1 日から実施する。

この園則は、平成 2015 年 5 月 23 日から実施する。